

佐久間歴史と民話の郷会館

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで
大ホール	平日	6,600	8,800	11,000
	土・日・休日	8,250	11,000	13,750
控室(1)		270	410	550
控室(2)		270	410	550
備考				

- 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それぞれこの表に定める使用料の合計額とする。
- 利用者が入場料を徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。

入場料1,000円以下	所定の使用料の1.5倍に相当する額
入場料1,001円以上3,000円以下	所定の使用料の2倍に相当する額
入場料3,001円以上	所定の使用料の2.5倍に相当する額
- 上記にかかわらず、利用者が入場料を徴収しないで、又は1,000円以下の入場料を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、所定の使用料の2倍に相当する額とする。
- 練習、準備、片付け又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の大ホールの使用料は、所定の使用料の5割に相当する額とする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る使用料は、1時間につき、夜間の1時間当たりの使用料（上記2から4までに規定する利用にあっては、当該規定により算定した額とする。）に相当する額とする。
- 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

場所・利用区分			午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分まで
小ホール	平日	生涯学習関係団体	340	490	240
		その他	690	980	490

	土・日・休日生涯学習関係団体	420	600	300
	その他	850	1,210	600
研修室1・	1室につき 生涯学習関係団体	130	190	90
2	その他	270	390	190
会議室1・	1室につき 生涯学習関係団体	100	140	70
2	その他	200	290	140
ホワイエ	1日につき 生涯学習関係団体	60	60	30
	その他	120	120	60

備考

- 生涯学習関係団体とは、地域における学校教育、社会教育及び文化等に関する活動を行う団体で市長が認めるものをいう。
- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。）を徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。

入場料1,000円以下	所定の使用料の1.5倍に相当する額
入場料1,001円以上3,000円以下	所定の使用料の2倍に相当する額
入場料3,001円以上	所定の使用料の2.5倍に相当する額
- 上記にかかわらず、利用者が入場料を徴収しないで、又は1,000円以下の入場料を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、所定の使用料の2倍に相当する額とする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る使用料は、次のとおりとする。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料（上記3及び4に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。（2）において同じ。）に相当する額
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの使用料の1.5倍に相当する額
- 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 大ホール冷暖房装置の使用料は1時間につき1,250円とする。（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）

設備利用料金（単位：円）

部屋名	種別	設備・備品名称	金額	単位	利用区分
大ホール	舞台設備	演台（花台を含む）	540	1式	午前・午後・夜間
		迫り舞台	2,200		各1回につき
		回り舞台	2,200		
		花道	3,300		
		音響反射板(ライトを含む)	3,300		

	所作台	8,800	
	花道用所作台	1,100	
	金びょうぶ	1,1001双	
	司会者台	2201台	
	ピアノ	2,200	
	ひ毛せん	1001枚	
	長座布団	100	
	高座用座布団	100	
照明設備	調光主幹装置	1,1001式	
	第1ボーダーライト	5401列	
	第2ボーダーライト	540	
	アッパーホリゾンライト	1,640	
	ロアーホリゾンライト	880	
	フットライト	540	
	花道フットライト	320	
	シーリングライト	1001台	
	フロントサイドライト	100	
	プロセニウムサスペンションラ イト	100	
	センターピンスポットライト	1,100	
	スポットライト	100	
音響設備	音響調整卓	2,2001式	
	リバーブ・ディレイ	1,100	
	ワイヤレスマイク装置	540	
	エレベータマイク装置(マイク は含まない)	320	
	オープンテープデッキ	5401台	
	カセットテープデッキ	320	
	CDプレーヤー	320	
	MDデッキ	540	
	移動式FBスピーカー	540	
	コンデンサ型マイク	4401本	
	ダイナミック型マイク	220	
	三点吊りマイク	1,100	
映写設備	スクリーン	1,1001枚	
	16ミリ映写機	2,2001台	
その他	電気コンセント	1001kw	
	冷暖房使用料	1,2501時間	
小ホール	音響装置	4401式	1日1回
	映像装置	4401式	
その他	映写機器	液晶プロジェクター ※	2201台
備考			

1. 大ホールにおいて液晶プロジェクターを利用する場合の利用区分については、「1日1回につき」とあるのは、「午前・午後・夜間各1回につき」とする。